

## 制度情報

### 2015年4月の法令から

#### 北京市大地律師事務所

(北京市大地律師事務所 日本部監修)

## I 重要な法令のポイント解説

### 中華人民共和国食品安全法（改正）

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 主席令第21号

(公布日) 2015年4月24日

(施行日) 2015年10月1日

#### 1. 主な内容

(1) 改正後の新法は、全10章154条となり、旧『食品安全法』の全10章104条より50条多くなっている。

(2) 新法は、国による食品安全全過程遡及制度の確立を規定している。(第42条)

(3) 新法は、問責制度、つまり監督・管理部門による責任者との面談制を追加している。新法は、違法に場所提供を行う行為に対しても処罰を追加している。(第114条、第122条)

(4) 食品安全違法犯罪行為にかかる刑事、行政及び民事上の法的責任を加重している。(第123条、第128条、第135条)

#### 2. 今後の注意点

新法は、各地方が食品生産加工小工場及び食品露店にかかる具体的管理弁法を制定すべきことを要求している。(全154条)

### 中華人民共和国広告法（改正）

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 主席令第22号

(公布日) 2015年4月24日

(施行日) 2015年9月1日

#### 1. 主な内容

(1) 今回の広告法の改正により、改正前の49条から、改正後は75条となった。つまり、32条が追加され、6条が削除され、37条が改正された。

(2) 虚偽広告の定義及び典型的形態が明確化された。イメージモデルの法的義務及び責任にかかる規定を追加している。(第2条、第28条、第38条、第56条)

(3) たばこの広告を厳格にコントロールしている。未成年者広告、インターネット広告、公益広告にかかる管理規定を追加した。(第19条、第22条、第74条)

#### 2. 今後の注意点

改正後の広告法では、罰金金額はより一層引き上げられており、これも違法

広告への抑止効果を強化するためである。(全75条)

### **自由貿易試験区外商投資国家安全審査試行弁法の印刷・発行に関する通知**

(発令元) 国務院弁公庁  
(法令番号) 国弁発〔2015〕24号  
(公布日) 2015年4月8日  
(施行日) 2015年5月8日

#### 1. 主な内容

(1) 審査の原則、安全審査の範囲、審査の内容を明確化した。(第1条、第2条)

(2) 自由貿易試験区にかかる外商投資安全審査業務は、外国人投資家国内企業合併・買収安全審査部際聯席會議が具体的に取り扱う。(第3条)

(3) 外商投資持分投資企業、ベンチャー投資企業及び投資性会社が自由貿易試験区に投資する場合には、この弁法を適用する。(第4条)

#### 2. 今後の注意点

当該規定に基づき、外国人投資家が金融分野に投資する場合の安全審査については、別途規定する。(全4条)

### **自由貿易試験区外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）の印刷・発行に関する通知**

(発令元) 国務院弁公庁  
(法令番号) 国弁発〔2015〕23号  
(公布日) 2015年4月8日  
(施行日) 2015年5月8日

(1) ネガティブリストには、内国民待遇等の原則に適合しない外商投資参入許可特別管理措置が明記され、上海、広東、天津及び福建の4つの自由貿易試験区に適用される。(第1条)

(2) 『自由貿易試験区ネガティブリスト』に列挙されていない国の安全、公共秩序、公共の文化、金融への監督・管理、政府調達、補助、特殊手続及び税金に関連する特別管理措置は、現行規定に従い取り扱う。(第3条)

(3) 『自由貿易試験区ネガティブリスト』外の分野については、自由貿易試験区においては、内外資本一致の原則に従い管理をする。(第4条) (全6条)

### **中国（福建）自由貿易試験区総案、中国（天津）自由貿易試験区総案、中国（広東）自由貿易試験区総案**

(発令元) 国務院  
(法令番号) 国発〔2015〕18、19、20号  
(公布日) 2015年4月8日  
(施行日) 2015年4月8日

#### 1. 主な内容

(1) 福建自由貿易試験区の戦略的位置づけ。台湾海峡兩岸関係に立脚し、

全国にサービスを提供し、かつ、世界に向き合い、台湾地区との貿易投資の自由化を率先して推し進める。

(2) 天津自由貿易試験区の戦略的位置づけ。京津冀協同発展にかかる対外開放のハイレベルなプラットフォーム。京津冀協同発展戦略の実施を推し進める。

(3) 広東自由貿易試験区の戦略的位置づけ。自由貿易試験区を広州、香港及びマカオにかかる協力深化モデル区として建設する。広州、香港及びマカオ間のサービス貿易の自由化を深化させ、推し進める。

## 2. 今後の注意点

三つの新設の自由貿易試験区にはそれぞれの重点があり、自由貿易試験区において企業を設立する意向のある外国企業においては必要な注目をされたい。

## 中国（上海）自由貿易試験区の改革開放をより一層深化することにかかる案

（発令元） 国務院

（法令番号） 国発〔2015〕21号

（公布日） 2015年4月8日

（施行日） 2015年4月8日

### 1. 主な内容

(1) 政府職能の転換を加速。商事登記制度改革の深化。企業の参入許可にかかる「窓口の一本化」制度を完全化する。（第2条）

(2) 国内外人員による出入国、外国籍人員にかかるビザ、居留、就業許可、運転免許証の申請・受領等手続の利便性を引き上げる。（第2条）

### 2. 今後の注意点

当該案に基づき、対外投資所得免除方式を調整し、完全化する。国外持分投資及びオフショア業務に適用する税収制度を研究し、完全化する。

## 自由貿易試験区外商投資届出管理弁法（試行）

（発令元） 商務部

（法令番号） 公告2015年第12号

（公布日） 2015年4月8日

（施行日） 2015年5月8日

### 1. 主な内容

(1) 届出を企業登記の前提条件としない。（第2条）

(2) 区内のすべての外商投資企業は、必ず年度報告義務を履行しなければならない。（第4条及び第5条）

(3) 外商投資信義誠実档案システムを確立し、各機関の間における届出、信用情報の共有を実現する。（第16条）

### 2. 今後の注意点

この弁法の趣旨は、自由貿易試験区において外商投資の利便性をより一層高めることにある。（全20条）

## 人民法院における登記立件にかかる若干の問題に関する規定

(発令元) 最高人民法院  
(法令番号) 法積〔2015〕8号  
(公布日) 2015年4月15日  
(施行日) 2015年5月1日

## 1. 主な内容

(1) 人民法院は、法により受理すべき一審の民事起訴、行政起訴及び刑事自訴について、立件登記制を実施する。(第1条)

(2) 起訴及び自訴について、人民法院は、一律に訴状を受理し、書面による証憑を発行し、かつ、受領日を明記しなければならない。(第2条)

## 2. 今後の注意点

案件があるのに立件しない、立件を遅らせる、立件に干渉する、かつ、立件せず、裁定又は決定もしない、等の法令・規律違反事由がある場合には、当事者は、受訴する人民法院又は上級人民法院に苦情を申し立てることができる。(全20条)

## II 法令運用上のケーススタディ解説

### 訴訟時効が売掛金回収に及ぼす影響と留意点

#### 1. 背景

A社では、売買契約の相手方X社から分割払いを受けるつもりだったが、(2011. 1. 1-2012. 11. 10) X社が違約し一期の支払もなされていない。A社は一貫してX社に支払請求をしていたが、X社はこれに応じず、A社が2015年2月にX社を提訴したところ、X社はA社の債権が2年の訴訟時効を超過したことを理由に、裁判所に対しA社の請求を棄却するよう要求した。

#### 2. 問題(リスク)

- (1) A社の債権回収の訴訟時効は、一期ごとにそれぞれ計算すべきか？  
それとも他の方法により計算するか？
- (2) A社の債権は、2年の訴訟時効を超過したのか？

#### 3. 分析及び解決

##### (1) 訴訟時効の起算点

最高人民法院『民事事件を審理する際の訴訟時効制度適用に関わる若干の問題に関する規定』第5条 当事者が同一の債務を分割して履行することを約定した場合には、訴訟時効期間は、最後の1回の履行期間満了の日より起算する。

→本案において、A社の訴訟時効は2012. 11. 10から起算される。

##### (2) 訴訟時効の終了

- 原則：2年
- 例外：
  - 訴訟時効の停止：訴訟時効期間の最後の6カ月内に、不可抗力又は他の障碍により請求権を行使できなかった場合には、訴訟時効は停止される。

訴訟時効停止の原因が消失した日から、訴訟時効期間は継続して計算される。

【本案】条件に制限があるため、実務において適用されることは多くはない。本案において、訴訟時効の停止事由は存在しないことが確認された。

- 訴訟時効の中断：訴訟の提起、当事者の一方による要求又は義務の履行への同意により中断される。中断の時から訴訟時効期間は新たに計算される。訴訟時効を中断することができる主な方法及びそのメリット、デメリットを次のとおりまとめた。

① 協議・交渉・電話	訴訟時効中断の効力が比較的弱いため、同時に書面を提出すべき。
② E-mail、Fax	相手方のメールシステムに到達すれば送達されたとみなされるため、比較的便利。
③ 書簡	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 送達確認が最重要ポイント。</li> <li>● 対面して送達、又は EMS などにより送達した場合、相手方が受領を拒否すれば、送達とはみなされない。</li> <li>● 必要なときは、公証送達の方法を採用できる。</li> </ul>
④ 弁護士レター	
⑤ 公告	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 債務者の所在が不明。</li> <li>● 国家級又は省級メディア上にて公示する。</li> </ul>
⑥ (法院による)督促状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定の司法審査手続きの履行が必要。</li> <li>● 訴訟時効中断の効力は大変強い。</li> </ul>

【本案】様々なケースにおいて訴訟時効中断の効力が生ずるため、実務において、比較的多く見られる。

最初の訴訟時効期間内（2012. 11. 10-2014. 11. 10）に、A社は弁護士に委託しX社に支払いを要求する「弁護士レター」を送付し、当該「弁護士レター」は2014年8月12日にX社（X社はEMSを署名して受領）に送付されているため、訴訟時効は2014年8月12日に中断され、かつ、新たに2年、つまり2016年8月12日までの時効の計算が開始された。

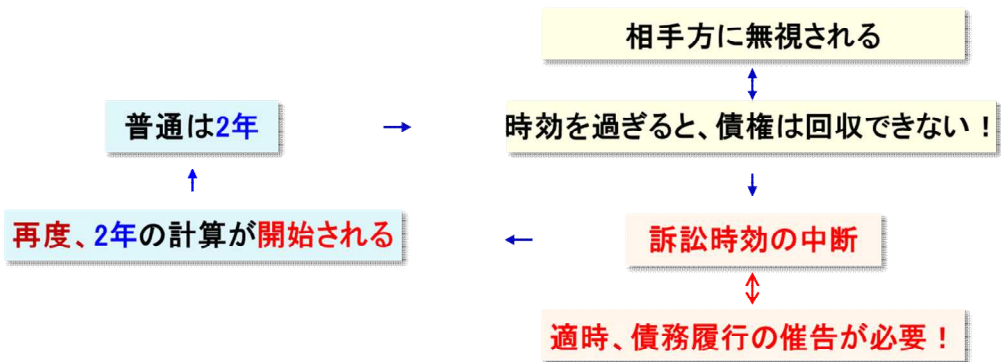
→A社がX社を起訴したのは訴訟時効期間内であったため、X社の抗弁は無効である。

#### 4. 結果

A社の訴訟代理弁護士は当該「弁護士レター」及びX社に送付したEMS証憑等の資料を証拠として裁判所に提出し、裁判所は当該「弁護士レター」が訴訟時効中断の法的効力を生じたことを認め、X社による訴訟時効の抗弁を支持しなかった。

裁判所は、最終的にA社による請求を支持し、X社が未払金及び利息を支払うよう判決した。

#### 5. 考察(留意点)



- (1) 訴訟時効は見落とされがちだが、売掛金回収に重要な影響を及ぼす。
- (2) 絶えず債務者に支払いの催告をすることは、債権者としての権利主張であるだけでなく、絶えず訴訟時効を延長するためでもある。
- (3) 支払いの催告が訴訟時効中断の効力を生ずることができるよう確保するため、催告の時期及び方法につき事前に弁護士と確認する必要がある。